

## 第7回 民主政治と選挙（2）

### 3. 一票の較差

- ・ 現行制度上、1人1票の原則は保障されている（公職選挙法36条）が、衆議院議員選挙の小選挙区選挙及び参議院議員選挙の選挙区選挙において、各選挙区の区割りや議員定数の配分に不均衡があり、有権者数との比率において、各選挙人の投票価値に不平等が生じていることが問題視され、選挙のたびに選挙無効訴訟（204条）が提起される。

#### (1) 衆議院の中選挙区選挙

- ・ 1972（昭和47）年12月10日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第1区の選挙に関して、同選挙区の選挙人が、公職選挙法204条に基づき、同選挙を無効とする判決を求めて提訴した。その無効理由として、選挙当時の公職選挙法別表第1、同法附則7項ないし9項の規定による各選挙区間の議員1人当たりの有権者分布比率は最大4.99対1に及んでおり、これは、一部の選挙区の国民を不平等に扱ったものであり、日本国憲法14条1項に反すると主張した。第1審（東京高判昭和49年4月30日行集25巻4号35頁）は、議員定数の不平等が容認できない段階ではないとして棄却したので、原告が上告した。これに対して、最高裁判所は、(1)投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素を斟酌してもなお、一般的に合理性を有するとは到底考えられない程度に達しているときで、かつ、(2)人口の変動の状態を考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのに、それが行われない場合には違憲となるという基準を示したうえで、当該選挙は、選挙の平等の要求に違反し、配分規定は全体として違憲の瑕疵を帯びると判示しながらも、選挙の効力については、選挙を全体として無効にすることによって生じる不当な結果を回避するために、行政事件訴訟法31条に定める事情判決の法理を援用し、選挙を無効とせず違法の宣言にとどめる判決を行った（最大判昭和51年4月14日民集30巻3号223頁）。
- ・ その後、最高裁判所は、投票価値の不平等について、最判昭和63年10月21日民集42巻8号644頁が最大較差2.92を合憲とする一方で、最大判平成5年1月20日民集47巻1号67頁は最大較差3.18を違憲状態と判示していた。また、合理的期間については、最大判昭和58年11月7日民集37巻9号1243頁が、1980（昭和55）年6月の衆議院議員選挙における最大較差3.94を違憲状態にあるとしつつも、最大較差を2.92に縮小した1975（昭和50）年の法改正により不平等は一応解消されたと評価できるとしたうえで、本件選挙当時（改正法の公布から約5年、施行から約3年半）は定数不均衡を解消するために認められる合理的期間内であったとして、定数配分規定を合憲であると判示した一方で、その約3年半後の、法改正がなされずそのまま実施された1983（昭和58）年12月の衆議院議員選挙（最大較差は4.40に拡大していた）については、合理的期間内には是正が行われなかった場合であると判示した（最大判昭和60年7月17日民集39巻5号1100頁）。

#### (2) 衆議院の小選挙区選挙

- ・ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成24年法改正前）3条1項は、「各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口……うち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」と規定し、また、同条2項は、「各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法……第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする」と規定していた。
- ・ 初めての小選挙区制選挙（1996（平成8）年10月）では、較差は最大2.309であったが、最高裁判所は合憲と判示した（最大判平成11年11月10日民集53巻8号1441頁）。

- ・ 最大判平成 23 年 3 月 23 日民集 65 卷 2 号 755 頁は、1 人別枠方式について、「新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性が失われる」としたうえで、2,304 対 1 の較差を違憲状態と判示した。
- (3) 参議院の選挙区（地方区）選挙
- ・ 最大判昭和 58 年 4 月 27 日民集 37 卷 3 号 345 頁は、事実上の都道府県代表的性格という特殊性を重視し、かつ立法府の裁量を広汎に認めつつ、(1) 到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態になり、(2) それが相当期間継続し、不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが国会の裁量の権限の限界を超えると判断される場合に、違憲になるという基準を示したうえで、最大 5.26 対 1 の較差を合憲と判示した。
  - ・ その後、最高裁判所は、最大較差 5.85 の参議院選挙を合憲とする（最判昭和 63 年 10 月 21 日判時 1321 号 123 頁）一方、最大較差が 6.59 の選挙を違憲状態と判示した（最大判平成 8 年 9 月 11 日民集 50 卷 8 号 2283 頁）。
  - ・ 最大判平成 24 年 10 月 17 日民集 66 卷 10 号 3357 頁は、参議院が衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に反映する責務を負っている以上、参議院議員の選挙であること自体から直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべきとはいえず、また、都道府県を参議院議員の選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はなく、投票価値の大きな不平等状態が継続するならば、仕組み自体を見直す必要があると述べたうえで、最大較差 5.00 を違憲状態と判示した。

## Quiz

Q7 次の文章は、衆議院議員選挙の効力を争った、ある高等裁判所判決の一節である。当時の公職選挙法別表に定められた選挙区への定数配分については、先の総選挙に関し、最高裁判所が、客観的には違憲状態であるが、なお選挙時には改正に必要な合理的期間を徒過していなかったことを理由に、合憲判断を下していた。高裁判決では、こうした状態の下で解散総選挙が行われた事案に関して、憲法判断が求められている。そこで扱われた問題を論じた文章として、妥当なものはどれか。

被告は、本件選挙は内閣の衆議院解散権の行使によるものであるところ、このような選挙については、投票価値の較差を是正したうえでこれを行うかどうかは立法政策の問題である旨主張する。

本件選挙が内閣の衆議院解散権の行使に基づくものであることは公知の事実であるが、前記の較差是正を行うべき合理的期間は、選挙権の平等を害するような較差を生ぜしめる議員定数配分規定がその間において改正されることを合理的に期待しうるに足る期間なのであるから、右期間が経過した以上、右規定は憲法に違反するものといわざるをえないのであり、右期間経過後に行われる選挙の効力については、それが内閣の解散権の行使によるものであっても、法律上他の事由に基づく選挙と異なった取扱いをすべき理由はない。その結果として内閣の解散権が事実上制約されることが起こりうるとしても、それは事柄の性質上やむをえないことであり、以上とは逆に、内閣の解散権を確保するために違憲の選挙法規の効力をあえて承認するような法解釈をとることは、本末を転倒するものとのそしりを免れないであろう。

(東京高判昭和 59 年 10 月 19 日行集 35 卷 10 号 1693 頁以下)

1. この判決は、内閣の解散権行使の前提として、衆議院での内閣不信任決議案の可決が必要的だ、という立場にたっている。
2. 内閣の解散権行使の結果行われた総選挙について、その無効を争う選挙訴訟は三審制であって、本件は控訴審判決である。
3. この判決は、政治上の必要があれば、本件のような事案で内閣が解散権を行使しても総選挙は適法だ、という立場にたっている。
4. 本件訴訟は、公職選挙法の定める選挙訴訟として行われているので、いわゆる機関訴訟の 1 形態と位置づけられるものである。
5. この判決は、現時点ではすでに改正に必要な合理的期間を徒過しており、判例によれば当該議員定数配分規定は違憲だ、という立場にたっている。

(平成 23 年度行政書士試験)